

○越前町道路除排雪機械整備費補助金交付要綱

令和 5 年 4 月 1 日

告示第 21 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、継続的な除雪体制の確保および強化を図るため、越前町道路除排雪機械整備費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、越前町補助金等交付規則（平成 17 年越前町規則第 31 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助の対象事業)

第 2 条 この要綱による補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、除雪協力業者（本町と道路除排雪業務委託契約を締結し、町道の除排雪業務を行う業者（企業及び個人事業主含む。）をいう。以下同じ。）が行う道路除排雪機械の整備事業とする。

(補助金の交付)

第 3 条 町長は、補助対象事業に要するホイールローダの購入費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

2 購入費は機械本体価格および付加仕様とし、登録料および保険料等の費用は含まない。機械の更新により機械の売却がある場合は、売却額を差し引いた額とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、1 台当たりの購入費に 3 分の 1 を乗じた額（その額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、当該端数を切

り捨てた額)とする。ただし、1台当たりの購入費に対する補助金の額は、250万円を限度とする。

(補助金の対象者)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「交付申請業者」という。)は、次に掲げる要件をすべて備えていなければならない。

(1) 町除雪協力業者

(2) 補助事業完了年度の末日から起算して10年を経過する日までは、補助対象となった道路除排雪機械により町道の除排雪を行うことを誓約する者

(3) 町税等の滞納がない者

(交付の手続および決定)

第6条 交付申請事業者は、町長が別に定める日までに、補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 除排雪協力誓約書(様式第4号)

(4) 購入機械の見積書およびカタログ等

(5) 下取車がある場合にあつては、下取機械の車検証

(6) 町税等に係る納税証明書

(7) その他町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定により申請書が提出された場合は、その申請内容が適正かつ妥当であるかどうかを審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、町長は、必要に応じ条件を付することができる。

3 町長は、前項の規定による決定（以下「交付決定」という。）をしたときは、補助金交付指令書により、当該交付申請業者に通知するものとする。

（届出）

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた交付申請業者（以下「交付決定業者」という。）は、前条第1項の申請書および添付書類の内容を変更し、または当該事業を中止しようとするときは、その旨を町長に届け出てその承認を得なければならない。

（実績報告）

第8条 交付決定業者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- （1） 事業精算書（様式第6号）
- （2） 収支決算書（様式第7号）
- （3） 契約書の写し
- （4） 納品書、請求書および領収書等の写し
- （5） 写真（附属品を装備し、前後側の三面から撮影したものをいう。）
- （6） その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 町長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容その他必要事項を審査し、実物を検査の上、補助金の額を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金の額を確定した場合において、補助金の確定額と交付決定額とに増減が生じたときは、補助金確定通知書により、その額を交付決定業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた交付決定業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第8号)に額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

(譲渡の制限)

第11条 交付決定業者は、補助事業の完了の年度の末日から起算して10年を経過する日までの間は、補助対象となった道路除排雪機械を譲渡、交換、または廃棄することができないものとする。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

(交付決定の取消し)

第12条 町長は、補助業者等が次の各号の一に該当するときは補助金等の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

- (1) この補助金の交付条件等に違反したとき
- (2) 補助事業等の施行が不相当と認められたとき
- (3) 前2号のほか不正の事実があると町長が認めたとき

2 前項の規定は、補助事業等について交付すべき補助金等の額の確定があった後においても適用する。

(補助金の返還)

第13条 町長は、前条の場合において既に補助金を交付した交付決定業者に対して、期限を定めて補助金の返還を命ずるものとする。

(報告の徴収)

第14条 町長は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行状況に関し、交付決定業者から報告を求め、または職員に調査もしくは検査をさせることができる。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。